

[事案 2021-314] 災害死亡保険金支払請求

・令和4年9月8日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、災害死亡保険金が支払われなかったことを不服として、保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年5月に新型コロナウイルス感染症により被保険者が死亡したため、令和2年6月に契約した終身保険にもとづき死亡保険金を請求したところ、普通死亡保険金は支払われたが、災害死亡保険金は、死亡診断書に記載された直接死因が「心不全」であるため、約款上の支払事由に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、災害死亡保険金を支払ってほしい。

- (1)被保険者は、新型コロナウイルス感染症による入院中に死亡したため、新型コロナウイルス感染症が直接の死因であることは明白である。
- (2)被保険者は、新型コロナウイルス感染症による肺炎の治療のためにステロイドの点滴をしていたところ、血栓が生じ、心不全を引き起こしたので、新型コロナウイルス感染症を原因とする死亡である。

<保険会社の主張>

死亡診断書によると、直接死因は「心不全」、直接死因の原因は「狭心症」、狭心症の原因は「糖尿病」であり、「直接には死因に関係しないが傷病経過に影響を及ぼした傷病名等」として「COVID-19」と記載されており、新型コロナウイルス感染症は直接の死因ではないと考えられることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、被保険者の直接の死因が新型コロナウイルス感染症であるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。